

○ 措置状況の概要

令和4年度包括外部監査結果（令5.3.31公表）に対する措置状況

（１） 監査テーマ：「外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について」

（２） 概 要

団 体 名	所 管 部 局 課（室）	監査の結果 （件 数）	措置の内容（件数）		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中 （対応進行 ／検討）
1 大分高速鉄道保有株式会社	企画振興部 地域交通・物流対策室 （旧 交通政策課）	2	2	0	0
2 公益財団法人大分県地域保健支援センター	福祉保健部 健康増進室 （旧 健康づくり支援課）	1	1	0	0
3 公益財団法人大分県臓器移植医療協会	福祉保健部 健康政策・感染症対策課 （旧 健康づくり支援課）	2	2	0	0
4 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター	生活環境部 食品・生活衛生課	1	1	0	0
5 公益財団法人日田玖珠地域産業振興センター	商工観光労働部 商業・サービス業振興課	1	0	1	0
6 公益社団法人ツーリズムおおいた	商工観光労働部 観光政策課	1	0	1	0
7 公益社団法人大分県畜産協会	農林水産部 畜産振興課	1	1	0	0
8 株式会社別府交通センター	企画振興部 交通政策企画課 （旧 交通政策課）	2	2	0	0
9 公益財団法人大分県アイバンク協会	福祉保健部 健康政策・感染症対策課 （旧 健康づくり支援課）	2	2	0	0
10 周防灘フェリー株式会社	農林水産部 漁港漁村整備課	1	1	0	0
11 公益財団法人大分県防犯協会	警察本部 生活安全企画課	1	1	0	0
合 計		15	13	2	0

○ 措置状況の概要

令和5年度包括外部監査結果（令6.3.29公表）に対する措置状況

（１） 監査テーマ：「債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について」

（２） 概 要

名 称		所 管 部 局 課（室）	監査の結果 （件 数）	措置の内容（件数）		
				対応済	対応困難 対応不可	検討中 （対応進行 ／検討）
① 貸 付 金						
1	医師修学資金	福祉保健部 医療政策課	2	1	1	0
2	医師研修資金	福祉保健部 医療政策課	1	1	0	0
3	看護師等修学資金	福祉保健部 医療政策課	1	0	0	1
4	母子父子寡婦福祉資金	福祉保健部 こども・家庭支援課	3	2	0	1
5	高度化資金	商工観光労働部 経営創造・金融課	4	3	1	0
6	県制度資金預託	商工観光労働部 経営創造・金融課	1	1	0	0
7	大分県土地開発公社造成事業	商工観光労働部 企業立地推進課	2	1	1	0
8	労働福祉制度資金	商工観光労働部 雇用労働室 （旧 雇用労働政策課）	2	2	0	0
9	おおいた中小企業活力創出基金 造成資金	商工観光労働部 工業振興課	3	3	0	0
10	世界農業遺産ファンド推進事業 資金	農林水産部 農林水産企画課	3	2	0	1
11	大分県農業経営改善促進資金	農林水産部 団体指導・金融課	2	2	0	0
12	大分県農山漁村女性・若者活動 支援資金	農林水産部 団体指導・金融課	5	5	0	0
13	農業経営緊急対策アシスト資金	農林水産部 団体指導・金融課	1	0	1	0
14	沿岸漁業改善資金	農林水産部 団体指導・金融課	9	9	0	0
15	就農支援資金	農林水産部 新規就業・経営体支援課	1	1	0	0
16	乳用優良雌牛貸付事業資金	農林水産部 畜産技術室	1	0	0	1
17	大分県肉用牛生産基盤拡大支援 事業	農林水産部 畜産振興課	4	4	0	0
18	産地食肉センター整備事業資金	農林水産部 畜産振興課	3	3	0	0
19	森林造成整備事業資金	農林水産部 林務管理課	2	2	0	0
20	乾しいたけ生産安定資金	農林水産部 林産振興室	2	2	0	0
21	大学奨学金貸与事業	教育庁 教育財務課	2	0	1	1
22	大分県高等学校定時制課程及び 通信制課程修学奨励金	教育庁 教育財務課	1	1	0	0
23	高等学校等奨学金貸与事業（奨 学会）	教育庁 教育財務課	2	1	1	0
24	地域改善対策奨学金	教育庁 人権教育・部落差別解消推進課	2	0	0	2
小 計			59	46	6	7

名 称		所 管 部 局 課 (室)	監査の結果 (件 数)	措置の内容 (件数)		
				対応済	対応困難 対応不可	検討中 (対応進行 ／検討)
② 未 収 金						
1	大分県地域活力づくり総合補助金	企画振興部 おおいた創生推進課	2	2	0	0
2	生活保護法に基づく返還金、徴収金	福祉保健部 保護・監査指導室	3	3	0	0
3	被保護家庭の高校奨学資金返還金	福祉保健部 保護・監査指導室	1	0	0	1
4	児童福祉法第56条第2項の規定に基づく負担金	福祉保健部 こども・家庭支援課、 障害福祉課	4	4	0	0
5	行政代執行費用	生活環境部 循環社会推進課	1	0	1	0
6	農業改良資金貸付金 農業改良資金違約金	農林水産部 団体指導・金融課	6	6	0	0
7	港湾使用料（一般会計） 港湾使用料（特別会計）	土木建築部 港湾課、各土木事務所	5	5	0	0
8	県営住宅使用料（一般会計）	土木建築部 公営住宅室	3	2	1	0
9	個人医業未収金	病院局 大分県立病院	7	5	1	1
小 計			32	27	3	2
合 計			91	73	9	9

令和5年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について)

団 体 名	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
大分高速鉄道保有 株式会社 企画振興部 (地域交通・物流 対策室)	【結果】指摘 3-2 会社清算に向けた準備と課題について 会社清算に向けた準備と課題について、以下のとおりとすべきである。 [1]会社清算に向けた合意書の締結、清算に向けた具体的なロードマップの策定を進める必要がある。 [2]予定している清算時期では、県が出資金を回収できない見通しとなっている。出資した資金が確実に回収できるよう、今後も継続的にJR九州と具体的な協議が必要である。	[1]令和7年の株主総会時には、後述のとおり経営計画の策定を予定している。 [2]令和5年度からJR九州と協議を重ね、令和10年度末に予定されている清算に向けた課題を整理した結果、組織体制を見直し、管理費を縮減させることにより収支状況を改善することとなった。これに伴い、令和6年6月末の株主総会において定款の一部改正を行い、取締役会非設置会社への移行による業務削減や、常勤の取締役管理部長の廃止により管理費を圧縮することで、令和10年度末の清算時点で累積赤字を解消し、県も出資金をほぼ回収できる見込みとなった。上記の対応を踏まえ、令和7年の株主総会時には、収支見込みを更新し令和10年度末の清算までの経営計画を策定して、県とJR九州で合意を図る予定としている。 【対応済】	報告書 38ページ
	【結果】指摘 3-3 法人の存続意義の再検討について 法人の組織や取引の実態、関係企業を取り巻く経営状況の変化を踏まえて、法人の存続意義について、再検討することが求められる。	令和5年度からJR九州と協議を重ね、令和10年度末に予定されている清算に向けた課題を整理した結果、組織体制を見直し、管理費を縮減させることにより収支状況を改善す	報告書 39ページ

団 体 名	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
		ることとなった。これに伴い、令和6年6月末の株主総会において定款の一部改正を行い、取締役非設置会社への移行による業務削減や、常勤の取締役管理部長の廃止により管理費を圧縮することで、令和10年度末の清算時点で累積赤字を解消し、県も出資金をほぼ回収できる見込みとなった。 また、取締役会廃止によるガバナンスの低下を回避するため、外部監査人として税理士を任命し、顧問税理士とともに法人の中と外の双方からチェックを行うことにより内部統制の確立を図ることとしている。 令和7年の株主総会時には、収支見込みを更新し令和10年度末の清算までの経営計画を策定して、県とJ R九州で合意を図る予定としている。 【対応済】	
公益財団法人大分 県地域保健支援セ ンター 福祉保健部 （健康増進室）	【結果】指摘 6－8 役員の選任について センターの役員名簿をみると、理事長に県医師会会長、評議員には県医師会副会長が選任されている。理事（長）の評価やチェックを行うのが評議員であるといった観点からすると、バランスを欠いているとも見て取れる。監督機能が発揮されることについて、可能な限り疑念を持たれないようにしておくことが望ましい。	評議員任期が満了する令和7年6月で医師会副会長は評議員を退任することとし、新たに関係団体の役員等を当該副会長の後任の評議員にすることが決定した。 【対応済】	報告書 61ページ
公益財団法人大分 県臓器移植医療協 会 福祉保健部 （健康政策・感染	【結果】指摘 7－4 内部統制が機能する経理業務の実施体制の構築について 3団体の混在した経理業務体制から脱却して、内部統制が機能する経理業務の実施体制	令和6年1月から担当事務職員と常務理事による複数チェックと会計監査を徹底するとともに、定期的に	報告書 68ページ

団 体 名	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
症対策課)	の構築が望まれる。	各法人職員が経理事務の進捗を確認することで、内部統制が機能する体制を構築した。 【対応済】	
	【結果】指摘 7-6 共通費用の配賦基準について 現行の配賦基準が適切であるかどうか検証が望まれる。	令和6年9月の月間事務種別業務時間数を基に、現時点の配賦基準を再度検証した結果、公益目的事業事務126時間：法人会計事務14時間であり、公益法人移行当初と同様に9：1の割合であることを確認した。 【対応済】	報告書 69ページ
公益財団法人大分 県生活衛生営業指導センター 生活環境部 (食品・生活衛生課)	【結果】指摘 8-4 経営支援緊急対策事業経費における専門家への謝金について 当法人は、経営支援緊急対策事業として中小企業診断士や行政書士といった専門家に対して謝金を支払っているが、金額が実態に見合った適正な謝金単価となっているかを検討する必要がある。	実態に見合った適正な単価となるよう「謝金等報償費の取扱いに関する規定」を改正（令和6年4月1日施行）し、専門家に対する謝金の支払額の根拠を明確にした。 【対応済】	報告書 75ページ
公益財団法人日田 玖珠地域産業振興センター 商工観光労働部 (商業・サービス振興課)	【結果】指摘 11-8 役員のガバナンス体制について 現状、役員数10名は全員非常勤となっており、常勤の役員が不在である。役員による十分なガバナンス体制が構築されているか検討する必要がある。	最大出捐者である日田市が、決裁事項の事前審査や毎月の実績状況を確認・チェックしており、また県も定期的に立入検査を実施するなどガバナンス体制の構築支援を行っており、ガバナンス体制は構築されていると考える。 なお当センターは赤字状態が続いていることから、現状では人件費が発生する常勤役員の設置は難しいと考える。 【対応困難】	報告書 96ページ
公益社団法人ツー	【結果】指摘 14-3		報告書

団 体 名	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
リズムおおいた 商工観光労働部 (観光政策課)	ジョブローテーションについて 経理部署も含めたジョブローテーション（定期異動）が取り入れられていないということ自体がリスクであるということ認識し、対応策を検討する必要がある。	当該団体は県内の観光協会や市町村などを牽引し、県観光のプロとしての専門性が求められている。現在組織体制の強化を検討する中、現状の限られた組織規模や人員体制で専門性を高めていくには、ジョブローテーションの導入は馴染まない。 また、経理部門の担当は全て契約社員であり、各自の都合から1年程度の短期間で入れ替わっているのが現状であることから、ジョブローテーションの導入は不可能である。 そのため、不祥事発生のリスク低減策としては、使途不明金の外部調査委員会の提言を踏まえ、支払手続を厳格化したほか、顧問税理士と公認会計士が重層的かつ定期的に経理事務の状況を確認する体制を構築している。また、会計責任者となる事務局長に県からの業務援助職員を充てるとともに、県としても適切な会計処理が行われているか毎月状況を確認することで、リスク低減を図っている。 【対応困難】	119ページ
公益社団法人大分県畜産協会 農林水産部 (畜産振興課)	【結果】指摘 18-4 特別の積立金について 貸借対照表の特定資産に「特別の積立資産」、固定負債に「特別の積立金」が同額計上されている。これは、生産者のために利用する目的で特定資産に計上しているが、同額の負債については生産者への返還義務もないため負債の要件を満たしていない。本来は過去の肉用子牛生産者補給制度が終わった時点で収益計上する必要がある	当該積立資産については、生産者のための使途及び時期を明確にした上で順次、3年間程度で全額を収益計上（令和6年度から令和8年度）して、特定費用準備資金として積立を行い使用していくこととする。 【対応済】	報告書 142ページ

団 体 名	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
	ったと考えられる。		
株式会社別府交通 センター 企画振興部 (交通政策企画課)	【結果】指摘 ３０－１ 法人の経営状況について 新型コロナウイルス感染症の影響等による利益のマイナスにより、累積赤字が膨らんでいることから、アフターコロナを見据えた法人の展望について出資者の立場から継続的なモニタリングを実施していく必要がある。	現地でのヒアリング、決算報告書類の事前確認や累積欠損解消に向けて作成した目標の進捗確認などのモニタリングを実施する。 【対応済】	報告書 213ページ
	【結果】指摘 ３０－４ 規程の整備状況について 給与等に関する規程類は作成されているものの、財務会計に関する規程等が作成されていないため、整備することが望ましい。	指摘事項に対して、令和６年１月１日付けで経理規程等各種規程の整備を行った。 【対応済】	報告書 215ページ
公益財団法人大分 県アイバンク協会 福祉保健部 (健康政策・感染症対策課)	【結果】指摘 ３２－１ 自主財源の拡大について 自主財源の拡大に向け、今日のデジタル化の進展に合致した新たな方策の検討、実施が望まれる。	これまでも、自主財源の確保のため、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進めてきたところだが、令和６年３月から新たにインスタグラムを開設し、より幅広い層に向けて活動を発信することで、寄付金等の自主財源の拡大を図った。 【対応済】	報告書 222ページ
	【結果】指摘 ３２－４ 内部統制が機能する組織の構築について 組織としての牽制が効く内部統制の構築が望まれる。	令和６年１月から担当事務職員と常務理事による複数チェックと会計監査を徹底するとともに、定期的に各法人職員が経理事務の進捗を確認することで、内部統制が機能する体制を構築した。 【対応済】	報告書 223ページ
周防灘フェリー株式会社	【結果】指摘 ４２－１ 法人の存在意義について		報告書 263ページ

団 体 名	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
農林水産部 (漁港漁村整備課)	当法人は、財政状態及び経営成績が芳しくない状況が続いている。高速道路等の陸上経路等が十分に整備されている状況を鑑みれば、当法人の存続意義についてより一層の議論がなされるべきであろう。出資や委託の廃止を検討すべき段階にあると判断される。	周防灘フェリー株式会社と協議を進めたことで、令和6年3月、県が保有する株式を周防灘フェリー株式会社の役員に売却を行った。 【対応済】	
公益財団法人大分 県防犯協会 警察本部 (生活安全企画課)	【結果】指摘 43-2 県の規程の準用について 規程については、条例等県の規程を安易に準用することなく、可能な限り法人の実態に応じて設定することが望ましい。 県が防犯協会を外郭団体と位置付けるのであれば、指導指針に沿った指導監督をしていく必要がある。	大分県公社等外郭団体に関する指導指針に沿うよう、令和6年3月に就業規則及び給与規定を改正し、嘱託職員等設置に関する規程を整備した。 【対応済】	報告書 268ページ

(注) 表中の「報告書」とは、令和5年3月31日付大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第704号により公表された「令和4年度包括外部監査結果報告書」である。

令和6年3月29日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について)

名 称	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
医師修学資金 福祉保健部 (医療政策課)	【結果】指摘 2-1 留年者に対する資金貸付について 貸付金の利用者が留年した年度についても、引き続き修学資金の貸与が継続されている。勤務義務年数が延長されるなどの一定のペナルティはあるものの、他の貸付金の利用者に対する公平性の観点から、貸与期間の上限を定めるなど当該年度における貸与のあり方を検討する必要がある。	留年に伴い貸与期間が1年延長された場合、1,135,800円（特別選抜の場合）の追加貸与のかわりに勤務義務期間は貸与期間の1.5倍の11年（10.5年の小数点以下切り上げ）に延長される。延長された2年間は地域勤務を行う必要があり、地域医療への貢献に対する費用対効果は高い。 利用者から不公平との声はなく、貸与期間に上限を定めることにより地域枠志願者の減少や途中離脱が懸念され、地域の医師確保に影響を及ぼす恐れがあることから、現行のままとする。引き続き、大分大学と連携しながら学生の支援を行い、留年をしないよう学生に働きかける。 【対応困難】	報告書 43ページ
	【結果】指摘 2-2 連帯保証人の適格性について 連帯保証人について、独立して生計を営む成年者ではない保証人が設定されている等、資力の適格性が考慮されていない。適格な保証人が設定されているかの確認を行うべきである。	連帯保証人について、申請書記入例及びチェックマニュアルに「世帯を別にする独立して生計を営む成年者2名」と明記し、令和6年3月8日に対象学生へ送付した。マニュアル及びチェック体制を強化し、不明な場合は所得証明の提出を求めるなどの対応も実施していく。 引き続き、記入例やマニュアル等に沿った適切な事務処理を行う。 【対応済】	報告書 44ページ
医師研修資金 福祉保健部 (医療政策課)	【結果】指摘 3-1 医師研修資金に関する予算枠について 貸与申請実績が予算枠を下回っている状況が続いてい	令和6年1月に対象となる医療機関を訪問し、教授、事務担当者に対して医	報告書 48ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	る。研修生の認知度を上げる取組を行う等、申請数を増やすための方策を検討する余地がある。	師研修資金貸与制度の説明及び学生・研修医への周知依頼を行った。 引き続き、制度の周知に努める。 【対応済】	
看護師等修学資金 福祉保健部 (医療政策課)	【結果】指摘 4-1 返還猶予の申請手続及び債権の回収可能性について 修学資金返還猶予申請書を当該理由が生じた日から20日以内に提出することになっているが、なされていないものがある。また、当該事案では、債務者は返済猶予を繰り返しており、貸付金の返還も含め、今後の方向性を検討する必要がある。	貸付金の返還猶予申請については期限内に提出するよう指導している。 当該債務者は、家庭の事情を理由に返還猶予を申請しているが、返還の意志はあり、返還の時期や方法について検討を行っている。 なお、令和5年度末に本人から返還の可能性について話があったため、協議や調整等を行ったが、結果的に返還は先送りとなった。 【検討中（対応進行）】	報告書 54ページ
母子父子寡婦福祉資金 福祉保健部 (こども・家庭支援課)	【結果】指摘 7-1 未収債権の分類区分に応じた適正な管理について 大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアルには、未収債権を「要注意」「要指導」「履行延期の特約等」「徴収困難」「徴収不能」の5分類に区分し、それぞれの区分に応じた管理方針が定められている。しかし、区分管理はされておらず、マニュアルの運用が十分ではない。 未収債権を個別債権ごとに各分類に区分し、分類の方針に準拠した手続を行う必要がある。	年2回の償還強化月間（9、2月）の際に、市及び地域福祉室から提出される報告書にて未収債権の状況確認を行っているため、今年度から債権管理マニュアルの区分に則った調査を追加し、個別債権ごとに区分管理を行う。併せて、区分に則った対応を実施するよう、市及び地域福祉室へ指導を行う。 区分管理により、徴収困難や徴収不能となっている債権の整理を行う。 【対応済】	報告書 68ページ
	【結果】指摘 7-2 不納欠損処分の検討について 不納欠損処分は平成22年を最後に実施されていない。しかし、徴収不能の債権は生じ	令和6年9月の償還強化月間の結果を元に、徴収困難や徴収不能となっている債権の整理を行う。	報告書 69ページ

名 称	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
	ており、その中には、大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアルに沿って、不納欠損処分を検討する余地のあるケースも存在する。 債権ごとに精査し、不納欠損処分を行うべきか否かの検討が必要と考える。	【検討中（対応進行）】	
	【結果】指摘 7－3 貸付先の選定について 貸付けを行った後、貸付先から返済が一度も行われていない事案が平成17年度から6件発生している。申請者側が借入れの際に返済の意思が弱かった可能性や貸付けを行う際の書類の確認が十分でなかった点は否めない。 昨今は十分な収入がないために申請するのではなく、家計の管理が不十分なため資金不足が生じ、安易に借入れを申請する状況も見られる。 不良債権を減らすためにも、借入申請の前にファイナンシャルプランナーの助言を受けるなどの手立てを検討する余地がある。	令和6年4月に貸付審査基準を改正し、貸付金の確実な返済に繋げるための基準を追加している。（本貸付けが生活再建に繋がるものとなること、多額の負債を負っていないこと、など） また、申請相談を受ける市及び地域福祉室の担当者へ事業説明を実施し、家計診断を行ったうえで真に貸付けが必要かを判断するよう指導している。 【対応済】	報告書 71ページ
高度化資金 商工観光労働部 （経営創造・金融課）	【結果】指摘 8－1 審査体制の強化について 専門的な知識・経験を持ち、適切な判断が出来る人材を有した組織体制を整備し、貸付審査を行う必要がある。	従来から中小企業診断士の資格を持つ職員が所属内に配置されていることから、貸付判断に必要な専門的知識等を有する職員から構成される組織体制については確保できているものと考えており、今後も引き続き体制の維持に努めていく。 また、自治人材育成センターが行う簿記講座や通信講座（中小企業診断士受験）等の研修を活用し、中小企業の経営	報告書 75ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
		支援に向けた職員の育成を図るとともに、専門人材として活躍が期待できる職員（1次試験合格者）については、中小企業大学校の中小企業診断士養成研修に派遣するなど、職員の資質向上を図っていく。 加えて、中小機構から事業計画内容についての助言等をもらうなど、必要に応じて外部の専門的な知識・経験を持ち、適切な判断が出来る機関と連携を行う。 【対応済】	
	【結果】指摘 8-2 貸付規則等の整備について 貸付規則及び貸付要綱はA方式を前提として整備されており、B方式を想定した取扱いは定められていない。B方式に対応した規則等を定め、規則等に沿った貸付手続を実施する必要がある。	大分県中小企業高度化資金貸付規則において、B方式の貸付けの条件等は規定されているものの、B方式に係る償還方法、担保の提供等の規定はない。しかしながら、規定の定められていない項目については、国が定める「高度化事業に係る都道府県からの資金の借入れに関する取扱要領」に基づき、県と機構が締結する「金銭消費貸借契約書」に明記している。債権管理についても、上記契約に基づき、適切に運用を行っている。 【対応困難】	報告書 76ページ
	【結果】指摘 8-3 事務処理要領の見直し及び決算書の早期入手について 事務処理要領では決算後2ヶ月以内に決算書を入手すると定められているが、実際には2ヶ月以内に入手することは出来ず、半年後を目標に入手しているため、実際の運用に合わせて要領を見直す必要がある。	実態及び他県状況を踏まえ、決算書の入手時期を2ヶ月→4ヶ月に変更した（令和6年8月1日改正）。 【対応済】	報告書 76ページ
	【結果】指摘 8-4 回収手続の徹底について 延滞している債務者に対しては、強制執行等の手続も実	担保資産を有する債務者は、現在も事業継続中であり、現時点においては強制	報告書 77ページ

名 称	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
	施すべきである。	執行により債務者が倒産する可能性が極めて高いことから、中小企業支援の立場からも慎重な対応が必要である。引き続き、債務者の状況を注視するとともに、担保等の強制執行の実行を含め、適切な対応を講じていく。 【対応済】	
県制度資金預託 商工観光労働部 (経営創造・金融課)	【結果】指摘 9-1 貸付実績が乏しい資金について 提供されている資金によっては、利用実績が乏しいものも見受けられる。長期にわたり利用実績が乏しい資金については、必要に応じて見直しを検討することが望ましい。	貸付実績が少ない資金については、利用の促進を図るため金融機関や商工会・商工会議所等に更なるPRを行っていくとともに、引き続き、資金メニューを見直しのうえ、統合や廃止等の対応を講じていく。 【対応済】	報告書 81ページ
大分県土地開発 公社造成事業 商工観光労働部 (企業立地推進課)	【結果】指摘 10-1 未分譲区画の有効活用について 未分譲となっている区画について、有効活用を図るため、今後も譲渡が見込まれない場合にどの段階で方針転換するか、検討する必要がある。	社会経済情勢の不確実性により、方針転換の時期や要件をあらかじめ定めておくことは困難である。 【対応困難】	報告書 87ページ
	【結果】指摘 10-2 事業の合理性検討について 当該造成事業に係る事業費が企業誘致による経済効果に照らして妥当であったか分析・検討し、今後、造成事業を計画する際に役立てることが望まれる。	造成事業を計画する際は、当該事業を含む過去の造成事業の実績を参考に、事業採算性を十分精査する。 【対応済】	報告書 88ページ
労働福祉制度資金 商工観光労働部 (雇用労働室)	【結果】指摘 11-1 制度の存在意義及び周知方法の検討について 近年の利用実績が少ないため、制度が県民のニーズに合致しているか、及び県民への周知方法を再検討する必要がある。	当貸付制度は、中小企業労働者等の生活の安定向上を目的としており、最後のセーフティーネットとしての役割を今後も適切に果たしていく必要がある。	報告書 92ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	ある。	制度周知としては、リーフレットを作成し、令和6年8月21日、市町村の労政主管課をはじめ、商工会議所や商工会など経済団体やハローワーク等へ送付し、配布の協力を依頼した。 併せて、県ホームページにも掲載し、取扱金融機関の各支店窓口でも本制度の利用呼びかけを行うとともに、県内企業へリーフレットを郵送し、県民に対し広く周知している。今後も引き続き制度周知を図り、利用の促進を図る。 【対応済】	
	【結果】指摘 11-2 融資対象者の確認について 融資対象者が要綱で定められた条件に合致しているか否かの確認は、取扱金融機関に委ねられており、県は確認していない。県としても制度の目的に沿って資金が適切に使用されていることを確認すべきである。	令和5年10月から取扱金融機関と調整し、ローン借入れの申込みがあった際に、「ローン借入申込書兼保証依頼書」及び「資金使途明細書」を県と共有し、目的に沿って適切に使用されていることを県も確認することとした。 【対応済】	報告書 93ページ
おおいた中小企業活力創出基金 造成資金 商工観光労働部 (工業振興課)	【結果】指摘 12-1 単年度融資の是非の検討について 短期貸付金を每期繰返し融資しているが、実質的には長期的な貸付けが行われているとみなされるべきである。年度末には一旦返済されるため、実質的には継続して融資しているにもかかわらず、県の財務諸表には計上されないため、実態と異なる表示になっていると言わざるを得ない。 単年度融資とすることの是非を再検討し、反復かつ継続的に行う貸付けは長期貸付金に切り替えることが望まれる。	今後、短期貸付けから長期貸付けに切り替える予定としており、必要な予算措置について総務部と庁内調整を行う。 【対応済】	報告書 96ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	【結果】指摘 12-2 担保の徴求について 貸付けを行うに当たっては担保を徴することとなっているが、県単独融資の1億円については担保ではなく念書のみ取り付けている。担保を徴求できるのであれば、徴求すべきである。	令和6年度の貸付けから担保を徴求することとした。 【対応済】	報告書 96ページ
	【結果】指摘 12-3 要領に基づく適正な手続の実施について おおいた中小企業活力創出基金事業実施要領では、基金運用益の未使用額の繰越について知事の承認を得ることとしているが、実際には承認手続が取られていないため、要領の手続を徹底するか、あるいは手続が必要でない場合は要領の見直しも検討すべきである。	運営委員会において毎年度承認を受けている実態に即するよう、令和6年1月に該当条文を改正した。 【対応済】	報告書 97ページ
世界農業遺産ファンド推進事業資金 農林水産部 (農林水産企画課)	【結果】指摘 13-1 ファンド資金の運用益の使途に関する規程について 世界農業遺産ファンド推進事業資金貸付要綱には「ファンド造成に必要な資金の貸付けを行う。」と記載されているが、資金運用益の具体的な使途までは規定されていなかった。 可能な限り効果的・効率的な活用を図るため、資金運用益の使途の明確化をその内容とする、要綱の見直しを検討することが望ましい。	使途をあまり細かく定めると提案の幅を狭めてしまうため、要綱では大まかな指針のみを定めている。活動内容については、県だけではなく公社や金融機関等で構成される審査委員会にて審査を行い、活動が趣旨に沿ったものであるかの確認を行っている。 【対応済】	報告書 99ページ
	【結果】指摘 13-2 ファンド(当事業)の運営継続の可否について		報告書 100ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	ファンド(当事業)の運営継続の可否を検討すべき事象等が明らかにされておらず、費用対効果の不十分な事業が継続的に行われてしまうのではないかという懸念がある。 ファンドの長期運用資産の満期前であっても、事業継続の可否の検討を要する事項を定め、必要に応じて売却や期日前償還、補助事業への切り替え等を検討することが望ましい。	世界農業遺産の認定に基づいたアクションプランが制定されており、アクションプランの中で、認知度ほか全19の目標指標を定めている。 農業遺産の認定継続については、国(国連)のモニタリングを受け、そこで指摘された内容が事業のベースとなるアクションプランに反映されることとなっているため、この枠組みを通して費用対効果等の運営内容の検証を行っている。 農業遺産ファンドは、環境保全や次世代継承といった永続的な活動を支援するため、中長期的かつ安定した財源の確保を目的に設置されているものである。県だけではなく民間からの出資も含め運用されており、地域が一体となって推進していくという意味からも、現在のスキームが望ましい。 【対応済】	
	【結果】指摘 13-3 印紙代について 県によると単年度予算の必要性から県と公社との間で貸付契約書を毎年度締結しているが、そのたびに印紙代(公社負担)が40万円ほど発生している。単純計算すると20年で1,200万円が発生する可能性が考えられる。 例えば、電子契約への変更、議会の議決を得た場合には自動更新できる旨の契約書の導入など他のスキームを検討して本当に現在のやり方が3Eの観点から望ましいものであるかを見直す余地がある。	電子契約による印紙税の削減を軸に、公社との検討・調整を進める。 【検討中(対応進行)】	報告書 100ページ
大分県農業経営改善促進資金	【結果】指摘 14-1 貸付対象者の事業継続の確認等について		報告書 106ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
農林水産部 (団体指導・金融課)	預託額が金融機関から県に返還された場合であっても、融資機関が貸し付けた債権について延滞等を生じさせたり廃業したりした者がいないか等について、貸付対象者(認定農業者)の経営、所得、就労の状況に関する継続調査等により、本貸付事業の効果を中長期的に把握する余地がある。	各振興局の普及業務において、金融機関と連携して経営状況を把握し、経営改善に向けたサポートを行っており、その内容を随時情報共有している。事業効果についても、関係部署と情報共有し、継続的に把握していく。 また、融資対象者は、認定農業者であり、5年ごとに規模拡大に向けた農業経営改善計画を市町村に提出し、再認定を受ける必要がある。このため、市町村や各振興局と連携し、中長期的に経営状況を把握していく。 【対応済】	
	【結果】指摘 14-2 県が調査を必要とするケースについて 県の要綱では「県知事及び大分県農業信用基金協会は、この資金に係る事業等に関し、必要があると認めるときは、借入者及び融資機関の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。」との定めがあるものの、これまで調査、報告を求めているとのことであった。必要と認められる事象の例示等により整理したものを所管課内で作成し、担当者が変わってもスムーズな対応ができるようにしておくことが望ましい。	要綱に定める一括償還に該当する場合などは、調査・報告を求めることになるが、これまで一括償還に該当するケースはなかったことから、調査・報告の実績はない。指摘内容を踏まえ、円滑な融資を行うため、令和6年度中に調査・報告が必要な事象などを検討し、担当者が異動しても対応できるように整理する。 【対応済】	報告書 106ページ
大分県農山漁村 女性・若者活動 支援資金 農林水産部 (団体指導・金融課)	【結果】指摘 15-1 担い手の定着状況等の把握について 貸付金は、生産者の育成と作業環境等の整備を図ることを目的としている。担い手の定着状況や貸付前後の経営規模の変化などを追跡調査することにより、当貸付金が県全	各振興局の普及業務において、金融機関と連携して経営状況を把握し、将来的に認定農業者となるようサポートを行っている。その後の事業効果についても、5年ごとの認定農業者の再認定の際に農業経営計画書等を関係部署と情報	報告書 112ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	体の産業振興につながっているか否かを確認する余地がある。	共有し、継続的に確認していく。 【対応済】	
	【結果】指摘 15-2 貸付実行報告書の記載事項について 貸付実行報告書において債務保証の有無の欄に「無」と記載されたものが見られたことから、所管課に確認したところ、大分県農業信用基金協会の保証を受けられなかったため、連帯保証契約を締結したとのことであった。この場合においては、債務保証の有無の欄に「有」と記載した上で、備考欄には「連帯保証」と記載するなど、債権保全が適切に図られていることを報告書上に示すことが望ましい。	今後、貸付けが実行され、連帯保証契約を締結した場合は、貸付実行報告書に債務保証「有」と記載した上で、備考欄に連帯保証と明記することとし、適切な債権の保全に努めていく。 【対応済】	報告書 112ページ
	【結果】指摘 15-3 事業着手時期の明確化について 貸付要綱に事業着手の時期が具体的に定められておらず、県が保管している資料からは、事業の実際の着手時期がいつであったか判断できなかった。 事業が目的に沿ったものとなるよう、貸付要綱に事業着手時期についての定めを設ける必要がないか検討されたい。	事業の着手時期については、これまで具体的な定めがなかったことから、振興局が現地で状況を確認するなどの対応を行っていたが、事務処理要領に事業の着手時期が判断できるような定めを追加した（令和6年12月6日施行）。 【対応済】	報告書 112ページ
	【結果】指摘 15-4 無利息融資金の不正流用のリスクについて 無利息の借入金制度は、他の資金に流用されるリスクにつながる可能性があることか	融資の際に、調査の可能性があることを説明することで流用リスクを抑止するとともに、融資機関と連携し、随時調	報告書 113ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	ら、当該リスクに応じた調査 手続を検討、実施することが 望ましい。	査を実施していく。 【対応済】	
	【結果】指摘 15-5 貸付金の予算額と決算額の推移について 農山漁村女性・若者活動支援資金貸付金の決算額は、予算額を継続的に下回っている。そのため、ニーズの把握や制度の周知に課題がないか、必要に応じて予算額や事業メニューの見直しを行う余地があると考える。	制度の周知について、県庁HPや、各振興局、融資機関等の関係機関に加え、地域振興関係部署を通じて、観光ツーリズム、NP0、中山間地域の女性グループ等、農山漁村地域の活性化に取り組む団体等への情報提供など、周知方法を工夫し、ニーズの掘起しを行っていく。 【対応済】	報告書 113ページ
農業経営緊急対策アシスト資金 農林水産部 (団体指導・金融課)	【結果】指摘 16-1 制度及び契約の見直しについて 近年、県からの貸付金が少なく、また県信連が県から償還金額に応じて受ける事務処理手数料も少ない状況が続いている。県と融資機関双方にとって、効率の悪い業務が一定期間継続している状況と言える。 所管課によると本貸付事業は令和6年度に終了する見込みという。今後、別の貸付金事業で同様のケースが見込まれる場合においては、事務の効率性を勘案し、契約の見直し等を検討されたい。	本制度資金は、原資を県が負担するという前提で組み立て、県信連に委託しているものであり、契約内容を見直し、原資を融資機関に負担させることは、同種の資金も含めて困難である。 【対応困難】	報告書 115ページ
沿岸漁業改善資金 農林水産部 (団体指導・金融課)	【結果】指摘 17-1 事務処理要綱の整備について 令和4年6月30日改正の大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱をデータで入手したところ、第23条の条項が2か所存在し、文章が完成していないものが見られた。要綱の整	要綱23条の二重記述については、令和6年3月2日に改正、同日施行し、県庁HPにも修正した内容を掲載した。 【対応済】	報告書 122ページ

名 称	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
	備を適切に行う必要がある。		
	【結果】指摘 17-2 提出書類のチェックについて 県漁協から提出された沿岸漁業改善資金委託手数料請求書や沿岸漁業改善資金延滞取立奨励金請求書の様式が、事務処理要綱に沿ったものではなかった。県は、県漁協からの各提出資料について、要綱の規定、様式に沿っているかを都度丁寧にチェックすることが求められる。	令和6年1月29日に県漁協に対し、事務処理要綱を確認した上で、所定の様式を使用し、提出前にも再度確認するなど、具体的に指導し、令和6年度から改善することとした。また、県においても提出資料のチェックなど丁寧に対応していく。 【対応済】	報告書 122ページ
	【結果】指摘 17-3 延滞取立奨励金の請求の時期について 延滞取立奨励金の請求が、年度末にまとめて県漁協から県に行われている。当該請求は、事務処理要綱や契約書において四半期ごとに行うことが定められていることから、今後は四半期ごとに行うか、あるいは要綱の規定を実態に合わせて見直すことが望ましい。	指摘内容を踏まえ、令和6年1月29日に県漁協と協議し、要綱及び契約書に記載の請求時期を確認した上で、四半期ごとに請求するよう指導し、令和6年度から改善することとした。 【対応済】	報告書 122ページ
	【結果】指摘 17-4 書類の提出及び収受の遅れについて 収納済通知票の収受日が事務処理要綱の規定に基づく期限を過ぎているものがあった。規定に沿った報告を行うよう県漁協に通知すべきである。	今後は、規定に従った報告を行うよう令和6年4月8日付けで県漁協に通知した。 【対応済】	報告書 123ページ
	【結果】指摘 17-5 償還日が休日の場合の取扱いについて 償還日が休日の場合の取扱いについて、事務処理要綱に	令和6年3月2日に償還日が休日の場合の取扱いを定めた要綱に改正、同日	報告書 123ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	明記しておくことが望ましい。	施行し、県庁HPにも修正した内容を掲載した。 【対応済】	
	【結果】指摘 17-6 延滞理由の検討について 今後、新たな延滞金が発生した場合には、当該延滞者に関する貸付時の資産背景や属性、延滞理由などを可能な限り分析、整理し、事業メニューや支援策の見直しに活用できるよう工夫されたい。	ここ数年新たな長期延滞事例は発生していないが、指摘内容を踏まえ、新たな延滞者が発生した場合は、原因分析を行い、延滞リスクの軽減につなげたい。また、延滞を未然に防げるよう、日頃から経営状況について、振興局や融資機関と情報共有を行い、延滞を未然に防げるような経営指導をサポートしていく。 【対応済】	報告書 124ページ
	【結果】指摘 17-7 償還誓約書と異なる入金があった際の対応について 数年前の償還誓約書に基づき支払いが行われていると考えられるものの、支払額が当該誓約書の償還計画と異なる金額となっているケースにおいて、行われた対応やその記録が十分でないものが見受けられた。 誓約書を効果的に利用して滞納者と接触し、可能な限りその記録を残すことが求められる。	指摘の内容を踏まえ、今後、滞納者との接触状況など、対応記録として残していく。 【対応済】	報告書 124ページ
	【結果】指摘 17-8 誓約書の取扱いについて 誓約書について、滞納整理事務処理要領に沿った取扱いが行われていないケースが見受けられる。所管課は日常的に要領を閲覧して内容を把握した上で、規定に沿った業務を行っていく必要がある。	指摘の内容を踏まえ、今後、事務処理要領に従って、各滞納者の経過期間に応じた面接、誓約書の提出等の事務処理を実施する。 【対応済】	報告書 125ページ
	【結果】指摘 17-9 滞納整理事務の進め方について		報告書 126ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	て 沿岸漁業改善資金台帳には延滞者や違約金発生者の一覧が記載されているものの、滞納整理事務が事務処理要領に沿って行われているかどうかについては記載されていない。 当該台帳には、督促や誓約書、保証人の追加等の事務処理に関する進捗状況等も記載することが望ましい。 これによって、県担当者に異動が生じてもタイムリーに事務手続が行われるとともに、延滞者や違約金発生者への対応が公平に行われていることも明らかになると考える。	台帳が未整備の延滞者については、令和6年1月23日までに、台帳を作成し、督促や誓約書の作成、償還状況などの滞納整理事務の処理状況を記載した。 【対応済】	
就農支援資金 農林水産部 (新規就業・経営体支援課)	【結果】指摘 20-1 延滞者に対する対応について 定期的に貸付主体である大分県農業農村振興公社（以下「公社」という。）から送付される延滞者台帳をもとに、今後の延滞者の債権回収方針について公社と協議し、その結果を記録して残しておくことが望ましい。	これまでも貸付主体である公社と延滞者の回収方針について協議を行っており、直近では令和6年11月に協議を実施し、その結果を記録している。引き続き公社とは定期的な協議の一環で実施し、必要に応じて指導・助言等を行っていく。また、その際の協議結果を記録として残しておく。 【対応済】	報告書 141ページ
乳用優良雌牛貸付事業資金 農林水産部 (畜産技術室)	【結果】指摘 21-1 事業予算の規模について 新規貸付分については、毎年度確保している予算額と比べ実績額が少ない状態が続いているため、実績を踏まえた予算額を設定することが望ましい。	令和7年度予算要求の際には、事業実施主体である大分県酪農業協同組合と協議をし、新規貸付要望とこれまでの実績を踏まえた予算額を設定する。 【検討中（対応進行）】	報告書 146ページ
大分県肉用牛生産基盤拡大支援	【結果】指摘 22-1 提出書類の不整合について		報告書 149ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
事業 農林水産部 (畜産振興課)	畜産公社からの提出資料の日付とその添付資料である通帳の記帳日に不整合が見られた。	提出資料の日付と添付資料の日付の不整合は提出期限を超過しての書類提出が原因であったため、要綱・要領に従い適切に書類を提出するよう畜産公社に対し指導を行った。また、提出期限をスケジュール表で管理し、提出期限の20日前をめどに畜産公社あてリマインドの連絡を行うと共に提出された資料に対する担当と総括の二重チェックを徹底し、適切に事務を執行する。 【対応済】	
	【結果】指摘 22-2 要綱と異なる書類の提出について 畜産公社から定期的に提出される貸付金状況報告書の様式が要綱で定められたものではないにも関わらず、継続して受理されていた。	要綱・要領の様式どおりに書類を提出するよう畜産公社に対し指導を行った。また、提出期限の20日前をめどに畜産公社あてリマインドの連絡を行う際にも最新の様式を送付し、あらためて適切な様式の使用について周知すると共に提出された資料に対する担当と総括の二重チェックを徹底し、適切に事務を執行する。 【対応済】	報告書 150ページ
	【結果】指摘 22-3 使途の妥当性の検討について 貸付金の実際の使途が要綱に沿っているか否かについて、報告資料のみならず、報告資料の根拠となる預金通帳などの証憑を入手して吟味するなど、チェックをより丁寧に行っていくことが望ましい。	要綱要領に沿って適切に事務処理を行い、必要に応じて、書類の原本を確認するよう努める。 【対応済】	報告書 150ページ
	【結果】指摘 22-4 担保・保証の検討について 当貸付金については担保や保証などの保全措置が取られていないが、担保や保証の要否についての検討資料が確認できなかった。担保を徴求し	担保不要の判断理由について資料を作成し保存する。 【対応済】	報告書 151ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	なかった場合等については、その判断に至った理由、過程を文書化し、保管しておく必要があると考える。		
産地食肉センター整備事業資金 農林水産部 (畜産振興課)	【結果】指摘 23-1 担保の検討について 当貸付金について担保や保証の検討資料が確認できなかった。設備資金に係る金額の大きな貸付金については、債権保全の観点から対象設備について可能な限り担保を徴求することが望ましい。 担保を徴求しなかった場合は、その判断に至った理由や過程を文書化し、保管しておく必要がある。	今後、同様の貸付事業を行う場合には本指摘を踏まえ担保徴収の要否について、その判断過程を文書化し保管する。 【対応済】	報告書 153ページ
	【結果】指摘 23-2 貸付金の資金使途について 産地食肉センター整備事業資金貸付契約書に「貸付金は、産地食肉センター整備事業以外の経費に使用してはならない」と定められているものの、整備事業の範囲が客観的に不明確であることから、例えば「センター整備事業で生じた民間融資金の返済金に充当しなければならない」といったように、より具体的な使途を定めておくことが望ましい。	今後、同様の貸付事業を行う場合には本指摘を踏まえ事業設計を行う。 【対応済】	報告書 153ページ
	【結果】指摘 23-3 効率的な資金提供の方法の検討について 当貸付金のスキームが経済合理性を有したものかについて検討した資料が残されていなかった。 代替的なスキームが存在する場合、各スキームのメリ	今後、同様の貸付事業を行う場合には本指摘を踏まえ、事業設計の過程資料を残しておく。 【対応済】	報告書 154ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	ット、デメリットを比較検討する必要がある。代替的なスキームとして、例えば、別途交付されている補助金の中に利子相当額を含めることにより、貸付事務は不要になるといった手法が考えられる。 予算上の制約により、代替的なスキームの実現が困難な場合であっても、3Eの観点から検討した過程は残しておくべきである。今後は最小の経費で最大の成果を得ることについて、より意識的、積極的に対応されたい。		
森林造成整備事業資金 農林水産部 (林務管理課)	【結果】指摘 24-1 貸付金の必要性の検討について この資金は、森林造成・整備を行ううえで必要な資金需要に対する短期融資となっている。金利は市場より低く設定されているが、貸出しの条件として民間からの借入れを行っていることが求められている。 平成15年度に創設された制度であるが、近年、森林組合の財政基盤は安定してきており、民間の融資状況より優遇した融資を行う必要性は薄まってきているとの印象を受けた。仮にこの貸付金の制度を廃止し、民間融資のみによった場合には、行政の管理コストは削減されるメリットも考えられる。 長期に継続されてきた制度ではあるが、昨今の時代に必要か否かを検討する	令和5年度決算において赤字を計上した森林組合は無かったものの、人件費や資材費の高騰などにより、県内全ての森林組合の経営が安定しているとはいえない状況である。県としては、森林組合の経営安定に向け指導を強化するとともに、今後とも森林整備に必要な資金を確保できるよう支援していく。 【対応済】	報告書 157ページ

名 称	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
	余地はあると考える。 【結果】指摘 24-2 大分県森林組合連合会の決算書のレビューについて 大分県森林組合連合会における決算書の貸借対照表の資産の部に県貸付金が計上され、その貸付金に対して貸倒引当金が計上されている。 所管課においては、貸倒引当金の内容までの把握は行っていない。別法人内の運用であるため、どこまで関わるべきか難しいところではあるが、県の立場は債権者であることを考慮すれば、債権の回収可能性に関しては把握する必要があると考える。	大分県森林組合連合会及び末端の貸付先である森林組合から決算資料等を徴するとともに、ヒヤリングを通して経営状況の把握を行っている。 引き続き、債権の回収可能性を含め、経営状況の把握に努める。 【対応済】	報告書 158ページ
乾しいたけ生産 安定資金 農林水産部 (林産振興室)	【結果】指摘 25-1 貸付金の目的について この資金の貸付けは、乾しいたけの生産を安定させることを目的としている。大分県の乾しいたけは生産量日本一であり、昨今の平均単価の増加により令和5年までの直近3年間においては販売価格が約20%増加していることから、生産者を確保する意味では良い傾向である。 しかし、その一方で大分県自体の生産量は毎年減少傾向にある。よって、貸付金制度を利用する生産者を増やすと同時に、生産量も増加するような支援を行っていく必要があると考えられる。	令和5年から平均単価も上昇し、大分県椎茸農業協同組合へも新規参入相談や規模拡大の相談も増加している。これまでは研修会や組合広報誌等で行っていた周知に加え、新規参入や規模拡大を検討する方への説明を強化し、貸付金制度の利用者及び生産量の増加に繋げるよう指導を行った。 また、しいたけ版ファーマーズスクールや生産施設等への整備支援事業を始めとする新規参入者支援事業、増産体制整備総合対策事業に加え、うまみだけを切り口とした百貨店等への消費拡大対策についても引き続き推進する。 【対応済】	報告書 164ページ
	【結果】指摘 25-2 連帯保証について 大分県乾しいたけ生産安定	大分県椎茸農業協同組合は貸付金の	報告書 164ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	資金貸付要綱では、貸付契約の要件として理事全員の連帯保証が求められている。 県から大分県椎茸農業協同組合に対する貸付金額は3千万円であり、組合員から受け取る金利は0.21%と要綱で決められている。この場合、組合が受け取る年間の利息は約63千円であり、県に支払う0.01%を控除すると約60千円である。利息に対して、理事が保証する水準が過剰のように思われる。 このような連帯保証制度は、県から他の団体に対する貸付けにおいても同様のルールが定められていることが多いことから、連帯保証の考え方を検討する余地があると考ええる。	返済に係る保険等には加入しておらず、地方自治法施行令第171条の4第2項からも県が当該組合へ貸付を行う際に連帯保証人を求めることは必要であると考えられる。 一方で、理事全員の連帯保証を求めるのは他の貸付金制度と比較しても過剰であるため、次年度から「理事全員」から「代表理事全員」へと変更する。 【対応済】	
大学奨学金貸与事業	【結果】指摘 26-1 定員割れの状況について 募集実績が定員を下回る状況が続いている。国の給付型制度の存在を鑑みれば、そもそもニーズがどこまであるのかを把握するとともに、当該制度の魅力の周知や必要に応じて予算額の見直し等を行う余地があると言える。	現在、大分県奨学会が行っている貸与型奨学金について、ニーズも含めてよりよい魅力のある制度のあり方を、大分県奨学会で調査・研究を行うこととした。 【検討中（対応進行）】	報告書 167ページ
教育庁 (教育財務課)	【結果】指摘 26-2 県から大分県奨学会に対する無期限無利子貸付について 県から大分県奨学会に対して、実質、無期限無利子で貸付けを行っているが、今後の取扱いを検討すべきである。	県から新たな貸与原資の貸付けを必要としなくなった場合は貸付けを終了することとなっているが、その後も貸与者から返済された貸付金を財源に貸与事業を実施するため、事業を終了するまでは県への貸付金の返還は困難。	報告書 169ページ

名 称	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
		【対応困難】	
大分県高等学校 定時制課程及び 通信制課程修学 奨励金 教育庁 (教育財務課)	【結果】指摘 27-1 定員割れの状況について 募集実績が定員を下回る状況が続いている。そもそもニーズがどこまであるのかを把握するとともに、予算額の見直しや全体最適化の検討等を行う余地があると言える。	各学校からの申請の結果、希望者が各学校の定員数を下回った場合は、各学校のニーズについて把握した上で、各学校の定員数に関係なく再度募集を行い、全体最適化を図ることとした。 【対応済】	報告書 173ページ
高等学校等奨学 金貸与事業（奨 学会） 教育庁 (教育財務課)	【結果】指摘 28-1 高等学校等緊急支援奨学金貸与事業費補助金に係る未返還額について 高等学校等緊急支援奨学金貸与事業費補助金に係る未返還額6,925,236円について、大分県奨学会から償還を受けるべき返還金であるにもかかわらず、県の財務諸表に計上されていない。	本事業は、国のスキームに倣って県でも同様に実施していたが、国の事業廃止に伴い当該補助金の返還要領が定められたため、大分県奨学会から返還を受けて国に返還しているものである。 当該補助金の償還分については、前年度に貸与者から返還があった分を当年度償還分としており、償還額を毎年度確定した後、その年度中に償還を受け国に返還しており、決算年度のみの歳入に係る債権のため、県の財務諸表には計上しない。 【対応済】	報告書 178ページ
	【結果】指摘 28-2 県から大分県奨学会に対する無期限無利子貸付について 県から大分県奨学会に対して、実質、無期限無利子で貸付けを行っているが、今後の取扱いを検討すべきである。	県から新たな貸与原資の貸付けを必要としなくなった場合は貸付けを終了することとなっているが、その後も貸与者から返済された貸付金を財源に貸与事業を実施するため、事業を終了するまでは県への貸付金の返還は困難。 【対応困難】	報告書 179ページ
地域改善対策奨 学金 教育庁	【結果】指摘 29-1 債権の分類及び回収手続の徹底について 債権を分類する規程等を定	地域改善対策奨学金貸付金債権管理	報告書 186ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
(人権教育・部落差別解消推進課)	め、債務者の状況に応じて債権を分類し、分類に応じた回収対応を実施する必要がある。	マニュアル第15条における債務者の区分を見直し、債務者の状況に応じた分類を行うものとし、分類に応じた回収対応を実施する。 【検討中（対応進行）】	
	【結果】指摘 29-2 時効の管理について 時効を網羅的に管理する仕組みを構築し、安易な時効成立による回収不能は避ける必要がある。	債権管理システムで時効管理をするため、システムの改修を行う方向で関係各課と協議する。 【検討中（対応進行）】	報告書 187ページ
大分県地域活力づくり総合補助金 企画振興部 （おおいた創生推進課）	【結果】指摘 30-1 補助金交付先の財政状態の把握について 補助金交付決定時における交付先企業の審査を強化する必要がある。	補助金の交付に当たっては、補助事業者の財務の健全性や事業計画の実行可能性は、審査の重要な要素と認識している。 このため、令和6年度から外部の専門家による新たな審査制度を創設し、審査体制の強化を図ったところ。具体的には、補助金額が10,000千円以上のハード事業を対象に、中小企業診断士等の複数の専門家から、事業者の財務健全性及び事業計画の実行可能性について意見を聴取し、採択の可否を決定する仕組みとした。 【対応済】	報告書 190ページ
	【結果】指摘 30-2 事業計画の実行可能性の検討について 新規ビジネスに対して補助金を交付する場合、事業計画の実行可能性を慎重に検討する必要がある。	補助金の交付に当たっては、補助事業者の財務の健全性や事業計画の実行可能性は、審査の重要な要素と認識している。 このため、令和6年度から外部の専門家による新たな審査制度を創設し、審査体制の強化を図ったところ。具体的には、補助金額が10,000千円以上のハード事業を対象に、中小企業診断士等の複数	報告書 191ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
		の専門家から、事業者の財務健全性及び事業計画の実行可能性について意見を聴取し、採択の可否を決定する仕組みとした。 【対応済】	
生活保護法に基づく返還金、徴収金 福祉保健部 (保護・監査指導室)	【結果】指摘 ３１－１ 生活保護法に基づく返還金及び徴収金を発生させない仕組みの検討について 一般的に生活保護受給者に対して現金を給付した後に、生活保護法第63条や第78条を理由に費用を回収することが困難になることは想定される。 申請書類の収入申告書や資産申告書は自己申告によるものであるため、申告漏れのリスクが生じる。申告内容を確認するための手法として他の行政機関との連携の仕組みの構築を検討することも考えられる。 債権発生を減らすためにも、事前の確認作業の充実や状況の変更確認を適時に行うことができる仕組みを検討して頂きたい。	令和元年度から番号連携サーバーを適宜活用することにより、年金受給の有無、年金額を確認することとしていたが、令和６年４月以降はより徹底して確認を行うこととした。 また、収入申告義務の周知、収入申告書の適切な徴取により、収入の適切な把握に努めている。 【対応済】	報告書 196ページ
	【結果】指摘 ３１－２ 返還金及び徴収金の発生年度の対応について このような債権は長期化するほど回収が困難になる傾向がある。そのため、返還金及び徴収金については、発生時の初期対応を整理したマニュアル等を作成するよう検討して頂きたい。	令和６年４月に発生時初期対応を整理したマニュアルを作成し活用している。 【対応済】	報告書 197ページ
	【結果】指摘 ３１－３ 新型コロナウイルス感染症対		報告書 197ページ

名 称	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
	策の規制緩和後の債権回収について 令和3年度の債権回収状況は、他の年度と比較すると低い値となっている。訪問できない状況や被保護者の収入減少等が生じたことが想定され、やむを得ない面もあるかもしれない。 しかし、新型コロナウイルス感染症の感染対策等が規制緩和されたため、今後は回収率をより一層高める努力が必要である。不良債権とならないよう、早めに処置することを心掛けて頂きたい。	令和5年4月に訪問自粛制限が解除されたことから、改めて訪問、督促、催告を適切に実施し、不良債権とならないよう努めている。 【対応済】	
被保護家庭の高校奨学資金返還金 福祉保健部 (保護・監査指導室)	【結果】指摘 32-1 不納欠損処理の検討について 令和4年度の回収状況から単純計算すれば、回収に約60年を要することになる。 また、大分県生活保護家庭児童奨学資金貸付金は私法上の債権に当たるため、時効の援用がなければ債権の消滅は期待できない。 このような回収業務を継続して60年も実施することは、事務の効率性や費用対効果から望ましいと言えない。返済ができないと判断したものに関しては、不納欠損処理を検討する余地があると考ええる。	地方自治法第96条第1項10号で「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか」権利を放棄するためには、議会の議決を得る必要があるため、他部局の例を参考に検討中である。 【検討中（検討）】	報告書 200ページ
児童福祉法第56条第2項の規定に基づく負担金 福祉保健部 (こども・家庭支援課、障害福	【結果】指摘 33-1 現年度分の徴収率の向上について 令和4年度の県の徴収率を見れば、現年度分は60.4%となっている。一方、過年度分の徴収率は25.0%となっており、	家庭から離れて施設等で生活をせざるを得ないこどもの大半は保護者からの虐待を受けてのものであり、保護者の消極的同意のもとで入所等措置を行っ	報告書 206ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
祉課)	現年度分と比較すると低い割合となっている。 そのため、現年度分の回収率を向上させることが不良債権の防止につながるようになるであろう。初期段階での保護者への納付指導をより一層充実させる必要があると考える。 また、過去の推移を見れば、令和2年度の徴収率は96.3%と高い値となっていたが、それ以降、徐々に低下してきている。徴収率が下がった原因を分析し、向上するような手立てを考えていく必要がある。	ていることが多く、負担金制度そのものについての理解も薄い。令和2年度は保護者の理解が得られたことで高い徴収率となったことから、引き続き措置開始に当たっては、保護者への十分な負担金制度説明により納入意識を高めるとともにその後の納付指導を徹底している。 【対応済】	
	【結果】指摘 33-2 不納欠損額の縮小に向けた取組について 当債権は公法上の債権として地方自治法第236条の消滅時効の適用を受けるため、5年を経過した時点で時効が成立し、債権が消滅する。 県全体で見ると調定額は増加傾向にあり、不納欠損額も比例して増加している印象を受ける。 個別の不納欠損額を見れば、数千円のものも多く存在するが、払えない金額ではないようにも思える。強制徴収が可能な債権であることを鑑みれば、何らかの収入から徴収することができないかを検討することも必要と考える。	消極的同意で入所措置等を行っている中で、家庭の個別事情が配慮されない一方的な取立てが行われた場合、保護者の施設入所等の同意が翻る恐れがあり、（強引な家庭引取り要求の増加等により）こどもの安全安心な生活が保障できない可能性があるため、保護者に対して継続的に納付指導を行っている。 【対応済】	報告書 207ページ
	【結果】指摘 33-3 不納欠損処理の妥当性の検討について		報告書 207ページ

名 称	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
	当貸付金に係る債権管理業務は、児童相談所、市福祉事務所、県本庁各課（こども・家庭支援課、障害福祉課）がそれぞれ役割を担っている。 最終的な債権リスクは県が負っているが、督促状の送付や催告は児童相談所が行い、徴収額の管理は市福祉事務所が行っている。また、不納欠損処理は市から県への報告後、県が処理する流れとなっている。 不納欠損の理由の大半は納入の見込みがないもの、及び時効になったものである。県が債権リスクを負っている以上、定期的に市町村の判断が適正であったか検証することも重要であると思われる。	令和２年２月に事務処理の見直しや手順確認を行っており、引き続いて、毎月、市福祉事務所から提出される徴収報告を確認するとともに、年に１回、前年度の収入額等の確認を行っている。 【対応済】	
	【結果】指摘 ３３－４ 不納欠損処分調書について 不納欠損処理を行う場合、各市町村が作成した様式２「児童福祉法第56条に基づく不納欠損処分調書」が県に提出される。その中に財産状況の記載欄があるが、市町村によっては全く記載がないものが見受けられた。 児童福祉法第56条第２項に基づく負担金は強制徴収が可能な債権であるため、財産の状況についても調査し、記載する必要がある。	児童相談所による督促状発行を始めた令和３年度から、円滑な業務実施のために、行方不明など連絡がつかない保護者を除いて、財産の状況を確認し記載するよう市福祉事務所に対して指導している。 【対応済】	報告書 208ページ
行政代執行費用 生活環境部 (循環社会推進課)	【結果】指摘 ３４－１ 回収業務の効率化について 毎期の回収額が少額である。債務者の資産、所得の状況から現状より回収額を引き上	東京都所在の２債権回収業者及び九州所在の２債権回収業者に確認したところ、貸付けの債権回収事業を実施して	報告書 212ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	げるのは難しいため、回収に係る費用を勘案し、債権回収業者への業務委託も検討すべきである。	いる業者はあるが、代執行費用の公債権の回収業務はいずれの業者も行っておらず、債権管理回収業に関する特別措置法の規定から業者の事業の範囲外との回答があった。業務委託は困難であり、引き続き県が直接対応を行う。 【対応困難】	
農業改良資金貸付金、農業改良資金違約金 農林水産部 (団体指導・金融課)	【結果】指摘 35-1 契約書と要領の不整合について 延滞状況等の状況報告書の提出時期について、事務委託契約書では翌月10日までと定められているが、滞納整理事務処理要領では翌月5日までと定められており、契約書と要領との間で不整合が生じていた。契約書を作成する際は、契約書の内容が要領に沿っているかを確認することが求められる。 また、令和4年4月分の延滞状況等の報告日が5月11日となっており、契約書及び要領の定めた期限を双方とも超過していた。ルールに沿った事務手続が行われるよう改善する必要がある。	委託契約書との整合性を図るため、令和6年1月29日に要領に記載の提出時期を5日から10日に訂正した。また、延滞状況の報告については、令和4年5月以降は委託契約書に定められた期日までに報告されており、引き続き、適切な事務手続を行っていく。 【対応済】	報告書 222ページ
	【結果】指摘 35-2 誓約書のチェックについて 償還誓約書の償還計画欄が空欄となっているものを受理しているケースが見受けられた。 誓約書は債務確認や返済義務を認めさせるもののみならず、債務の完済に向け可能な限り効果的に活用されたい。記名・押印された誓約書を手することのみが目的となら	償還計画の記入や記名押印など、記載内容の確認を徹底し、償還状況を随時確認するなど、令和6年以降、適切に対応していく。 【対応済】	報告書 223ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	ないよう、誓約書のチェック及び返済への活用を進めていく必要がある。		
	【結果】指摘 ３５－３ 返済金額が償還計画を下回った場合の対応について 償還誓約書の償還計画に記載されている金額どおりに回収できなかった場合の対応記録が残されていなかった。 償還計画どおりに支払われない場合、直ちに債務者と接触するよう努め、その過程や顛末を記録しなければ回収がさらに難しくなる可能性があることを認識し、適切な事務処理を行うよう改善されたい。	指摘の内容を踏まえ、今後、滞納者との接触状況など、対応記録として残すとともに、事務処理要領に従って、各滞納者の経過期間に応じた面接、誓約書の提出等の事務処理を実施する。 【対応済】	報告書 223ページ
	【結果】指摘 ３５－４ 事業者の滞納原因の十分な検討について 他の金融機関の融資返済があるため支払いができないとする滞納者については、滞納者の主張を鵜呑みにせず、財政状態や経営成績に関する資料を入手した上で判断したことを文書化しておくことが望ましい。	今後は、財政状況等の資料を入手し、判断結果を文書化し、記録として残すなど、適切な事務処理を行っていく。 【対応済】	報告書 223ページ
	【結果】指摘 ３５－５ 要領に沿った誓約書の取扱いについて 誓約書について、滞納整理事務処理要領に沿った取扱いが行われていないケースが見受けられた。所管課は日常的に要領を閲覧し、内容を把握した上で規定に沿った業務を行う必要がある。	指摘の内容を踏まえ、今後、事務処理要領に従って、各滞納者の経過期間に応じた面接、誓約書の提出等の事務処理を実施する。 【対応済】	報告書 223ページ
	【結果】指摘 ３５－６		報告書

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	延滞金の計上漏れについて 特定の借受者に係る平成15年12月償還期限分に対する違約金1,729千円が延滞金として計上されていなかった。事務手続をタイムリーに行うべきである。	元本の償還が完了したにもかかわらず、確認不足により、延滞金の調定が漏れていたものであり、令和6年2月13日に調定している。今後は、償還完了時に調定の有無を供覧文書に記載し、担当と総括の二重チェックを徹底し、遅滞なく事務手続を行っていく。 【対応済】	224ページ
港湾使用料（一般会計）、港湾使用料（特別会計） 土木建築部（港湾課、各土木事務所）	【結果】指摘 36-1 適時適切な不納欠損処分について 既に過年度に時効が成立し、不納欠損処分を行うべきだった債権が令和4年度に不納欠損処分が行われている。適時適切な不納欠損処分を実施する必要がある。	港湾管理担当者会議において、不納欠損処分の対象があるか確認の徹底を図るとともに、令和6年度改定の港湾関係における債権管理マニュアルの活用により、適時適切な不納欠損処分を行う。 【対応済】	報告書 229ページ
	【結果】指摘 36-2 適時適切な催告の実施について 令和4年度に時効が成立した債権について、債権管理簿を閲覧した結果、適時に催告が実施されていないケースが見受けられた。適時納入者との公平性の観点からも、安易に時効を成立させてしまうことは望ましくなく、適時適切な催告を実施すべきである。	指摘のあった土木事務所においては、令和4年度から督促状送付後に納入期限までに納付が確認できない債権について、適時催告書の送付や、電話催告・臨戸催告時のマニュアルを別途令和6年11月に作成し、ケースに応じた対応をするなど、適切な催告の実施に努めている。 他土木事務所においても、令和6年度改定の港湾関係における債権管理マニュアルを活用し、適時適切な催告の実施に努める。 【対応済】	報告書 231ページ
	【結果】指摘 36-3 延滞金の収納率について 延滞金について、収納率が低い状況が継続しているため、収納率向上に向けた施策の実行が望まれる。	督促の際に、債務者へ延滞金の発生を説明する等、延滞金徴収にも努める。また、担当者会議を活用する等、各土木事務所が持つノウハウの共有を図る。	報告書 232ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
		【対応済】	
	【結果】指摘 36-4 許可申請書の提出時期について 小型船舶の管理台帳を閲覧した結果、港湾施設使用許可申請が事後申請となっている船舶が散見されたため、事前申請を徹底するよう指導することが望ましい。	事前申請を徹底するよう小型船舶所有者に対し引き続き指導していく。 【対応済】	報告書 233ページ
	【結果】指摘 36-5 債権管理簿の金額誤りについて 延滞金について、正しい金額が債権管理簿に転記されておらず、債権管理簿の金額と財務会計システムの金額に不整合が生じていた。チェック体制の強化を図ることに加え、例えば財務会計システムと連携して延滞金を自動で計算する等、DX化を推進することにより、処理体制を強化することが望ましい。	各土木事務所において、複数人で確認するなどチェック体制の強化を図るとともに、財務会計システムとの連携については、担当課へ要望を行った。 【対応済】	報告書 234ページ
県営住宅使用料 (一般会計) 土木建築部 (公営住宅室)	【結果】指摘 37-1 施設の利用状況について 入居率が年々減少しており、かつ、実質、空き家戸数が増加している。人口減少に伴い、この傾向にさらに拍車がかかる可能性も否定できない。施設の魅力度を向上させることや施設の有効活用、入居率の低い施設の取り壊し等を検討すべきである。	県営住宅(8,586戸)及び共同施設については、大分県公営住宅等長寿命化計画(R4～R13)に基づき、建替事業、計画修繕、個別改善及び用途廃止等を計画的に進めているところである。なお、計画最終年度の目標供給戸数は7,600戸程度としている。 【対応済】	報告書 239ページ
	【結果】指摘 37-2 適時適切な不納欠損処分について 県は債務者の死亡・所在不明等を理由に、必要な証拠書	不納欠損処分対象者の把握や管理を徹底するとともに、大分県債権管理マニ	報告書 240ページ

名 称	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
	類を入手したタイミングで不納欠損処分を実施している。 適時適切な不納欠損処分を行う必要がある。	ユアルの活用及び県営住宅家賃不納欠損処分実施基準により適時適切な不納欠損処分を行う。 【対応済】	
	【結果】指摘 ３７－３ 遅延損害金の徴収について 遅延損害金の徴収について、他の利用者との公平性及び債権回収を促す観点から、検討すべき余地がある。	公営住宅は低額所得者を対象としていること等から、徴収困難と考えている。 【対応困難】	報告書 241ページ
個人医業未収金 病院局 (大分県立病院)	【結果】指摘 ３８－１ 未収率について 未収率は逡減傾向にはあるが、未収率改善に向けた実効性のあるアクションプランの策定が望まれる。	今年度から医療相談室の医療ソーシャルワーカーを正規職員２名体制（昨年度：正規職員１名＋非正規１名）とし窓口の体制強化を図り、未収金の防止対策の強化に取り組んでいる。 アクションプランについては、効果的な未収率改善に向けて、現在、策定中である。 【検討中（対応進行）】	報告書 247ページ
	【結果】指摘 ３８－２ 遅延損害金の徴収について 遅延損害金の徴収について、他の適時納入者との公平性及び債権回収を促す観点から、検討すべき余地がある。	経済的な理由で未収となっている債務者に医療費に加えて遅延損害金を課すことは、さらに債務者の生活を圧迫し、支払を困難とする可能性が高いため遅延損害金の徴収は困難である。 【対応困難】	報告書 247ページ
	【結果】指摘 ３８－３ 長期間滞納している債務者について 未収金管理システム上、長期間滞納整理状況が把握されていない債務者が見受けられた。適時適切に滞納管理を行う必要がある。 また、長期滞納者のうち、納付誓約がなく、時効援用の意思もない債務者については、	令和６年９月までに長期間滞納整理状況が把握されていなかったケースについては、全て自宅訪問や住民票の調査などの対応を行った。 なお、長期滞納者のうち、納付誓約がなく、時効援用の意思もない債務者についても、自宅訪問により再度説明を行った結果、時効援用の意思表示により不納	報告書 248ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	管理コスト低減の観点からも法的措置や権利放棄について検討する余地がある。	欠損処分に至っている。 【対応済】	
	【結果】指摘 ３８－４ 入院未収金の催告開始時期について 入院未収金については翌月から催告開始となるが、金額的な重要性や外来未収金との公平性を鑑みれば、当月から催告を開始する余地がある。	今年度から入院未収金も外来未収金と同様に、退院した当月から催告を開始することとした。 【対応済】	報告書 250ページ
	【結果】指摘 ３８－５ 外部委託先からの情報収集について 大分県立病院では概ね１年が経過した未収金について、複数の弁護士法人に債権回収業務を委託している。しかし、一部の委託先の滞納整理状況がアップデートされていないことから、債務者情報を定期的に入手する必要があるか検討する余地があると考ええる。	今年度から滞納整理状況が把握できていなかった弁護士法人からも定期的に業務報告書を受け取るようにし、債務者の滞納整理状況を把握することとした。 【対応済】	報告書 251ページ
	【結果】指摘 ３８－６ 連帯保証人への請求について 大分県立病院医業未収金取扱要領第16条において、連帯保証人への請求手続に関する規定が定められているが、「場合によっては請求する」など曖昧な規定となっている。連帯保証人への督促時期の目安を定めるなど、規程を整備する必要があるか検討する余地がある。	令和６年９月に「未納者と連絡が取れない場合や支払の目処が立たない場合は、速やかに連帯保証人に請求する」ことに規程を改めた。 【対応済】	報告書 251ページ
	【結果】指摘 ３８－７ 未納診療費等の納入方法について 未納診療費等の納入方法が大分県立病院会計窓口と大分銀行	コンビニエンスストアでの支払については、サービス利用に係る初期費用や	報告書 251ページ

名 称	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備 考
	のみとなっているが、コンビニエンスストアや他行での支払を可能にする等、納入方法の拡充の余地がある。	毎月の基本料金、支払手数料などが発生し、それを県病が負担しなければならないこと、また、訪問徴収や弁護士法人による債権回収によっても残された未納診療費については、支払う意思がないものや経済的な理由によるものであるため、病院経営の観点から、費用をかけてもそれ以上の経営効果が得られにくいと考える。 なお、診療費の支払は県病の時間外窓口で休日・夜間に支払が可能であること、また、手数料はかかるが他行から当院銀行口座への振込みも可能であり、県外など近隣に大分銀行がない方には振込先口座情報を提供することで、夜間や休日、遠方での支払にも対応している。 今年度には、時間外窓口でもクレジットカードでの支払ができるよう支払方法を拡充することとしている。 【対応済】	

(注) 表中の「報告書」とは、令和6年3月29日付大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第722号により公表された「令和5年度包括外部監査結果報告書」である。